

# 消費生活トラブルって どんなことがあるの？



ネットで初回 500 円と書いてあった健康食品を注文した。翌月にまた同じものが届いて、金額が 2980 円になっていた。注文した覚えもないのに届いたので困っている。



「近くで工事をしているが、屋根の瓦がずれているのが見えた。無料で点検する」と言って、業者が突然家に訪問した。点検した後に、撮影した屋根の写真を見せられて、「このままでは雨漏りする。割引する」と勧誘され、120 万円の屋根工事の契約をした。



## Q. 消費生活相談窓口ってどんなところ？

A. 私たちが商品を購入・消費する中で、商品・サービスや契約のことでトラブルになる時があります。

そんな時に解決のためのアドバイス（助言）や、相談者と事業者との間に入って、当事者間の和解を目指すお手伝いをします。相談は無料です。窓口で対応が難しいと判断したときは、関係機関や専門家を案内しています。

消費生活に関する学習会も開いています。

詳しい内容は裏面でご確認ください



# 消費生活 学習会

## 無料

### 対象

内子町にお住まいの方で、地域の団体やサークル、愛護班、自治会サロンや老人会などの集まり  
※ 人数は5人以上から

### 時間等

原則 月曜～金曜 9時～17時 30分～90分間  
※ できる限りご希望に応じます

### 会場

申込者側でご準備ください（内子町内）

### テーマ

（例）「こんなことでお金のトラブルになるなんて…」  
⇒身近で発生している消費者トラブル事例の紹介と対処方法、予防方法  
（例）「もしかしてだまされていませんか？」  
⇒消費者トラブルの気づき、声のかけ方、相談へ  
（例）「いつの間に使っていたの？」  
⇒こどものオンライン課金などのネットトラブル  
※学習会内容にご要望があれば相談ください。

### 申込方法

開催1か月前ぐらいまでに、「消費生活学習会の申込書」を消費生活相談窓口（役場住民課）にご提出ください。  
学習会の内容などの詳細を知りたい場合は、電話でお問い合わせください。

【提出先】795-0392 愛媛県喜多郡内子町平岡甲168番地

内子町役場住民課 消費生活相談窓口

TEL 0893-44-5026 FAX 0893-44-5027

メール syouhiseikatsu@town.uchiko.ehime.jp

## 消費生活学習会の申込について

<申し込み方法>

消費生活学習会を希望される方は、下記の申込書に必要事項を記入し、内子町役場住民課 消費生活相談窓口へ提出してください。

郵送、ファックス、メールでも受付します。また、予め電話での予約も可能です。

郵送、ファックス、メールで申込された場合は、確認の電話もしくはメールをさせていただきます。

・・・・・・・・キリトリ線・・・・・・・・

### 消費生活学習会 申込書

申込者	氏名	
	住所	
	連絡先	電話番号
FAX番号		
メールアドレス		
希望日時	第1希望日 月 日( )	時 分 ~ 時 分
	第2希望日 月 日( )	時 分 ~ 時 分
場所		
団体名および人数		
その他 (希望するテーマなど)		

【提出先】795-0392 愛媛県喜多郡内子町平岡甲168番地

内子町役場住民課 消費生活相談窓口

TEL 0893-44-5026 FAX 0893-44-5027

メール syouhiseikatsu@town.uchiko.ehime.jp